

(第23号議案)

中野区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

現行の道路占用料は、平成30年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、平成31年4月1日付で施行したものである。このたび、令和3年1月1日付で固定資産税評価額の評価替えが行われたことから、下記の通り道路占用料の改定を行う。

また、情報処理システムにより許可した道路占用に係る占用料の徴収方法について規定を整備する。

記

1. 道路占用料の徴収

道路占用料は道路法第39条に基づき、次の趣旨により徴収するものである。

- (1) 占用者が道路を利用することで受ける利益を徴収する。
- (2) 道路管理が税負担で行われていることを踏まえ、特定の者へ道路占用使用を許可することによって、増加する管理費の一部を徴収し、税負担の公平を図る。

2. 道路占用料の単価の算定方法

(1) 単価積算式

特別区が定める占用料の単価積算式を使用し、物件を設けようとする場所の1㎡あたりの道路価格に一定の率を乗じて積算する。

$$\text{占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

①道路価格

占用物件に応じ、「平均値」、「商業地」、「宅地」、又は「時価」のいずれかの1㎡あたりの価格を用いる。

②使用料率

地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率

③修正率

道路に対する影響の度合い（「地上」を1とした場合、「上空」は0.5）

④占用面積

各占用物件の垂直投影面積（但し、看板等は表示面積）

(2) 激変緩和措置

23区では、積算式に用いる道路価格が高額であることから、高い数値の占用料が算出される物件がある。

このため、激変緩和措置として現行占用料の1.2倍を超えないものとし、積算式により算出した額と現行占用料の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

(例) 第二種電柱(4本又は5本以下の電線を支える電柱)

$$\begin{aligned}\text{①道路占用料単価} &= \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{修正率} \times \text{占用面積} \\ &= 23\text{区平均値価格} \times 0.034 \times 1 \times 0.86 \\ &= 491,328 \times 0.034 \times 1 \times 0.86 = 14,366\end{aligned}$$

②現行占用料を1.2倍した額

$$\text{現行占用料} 12,200 \times 1.2 = 14,640$$

③道路占用料単価令和4年度決定額

$$\text{①} < \text{②} \Rightarrow 14,366\text{円} \div 1 \approx 14,300\text{円 (1本につき/年間)}$$

3. 中野区道路占用料等徴収条例の一部改正

(1) 上記の算定方式により、各占用物件の占用料の単価を改定する。

※改定額の一覧は別添新旧対照表を参照

(2) 情報処理システムにより許可した道路占用に係る占用料の徴収方法について規定を整備する。

(3) 施行予定日

令和4年4月1日

中野区道路占用料等徴収条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第3条 （略） （占用料の徴収方法） 第4条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日又は占有の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内（<u>占有許可を区長が指定する情報処理システムにより行つた場合は、当該占有許可により許可した占有の期間に係る占有の開始の日の属する月の翌月の初日から1月以内</u>）に納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。 2・3 （略） 第5条・第6条 （略） 附 則 （略）	第1条～第3条 （略） （占用料の徴収方法） 第4条 占用料は、占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に係る分を、占有許可をした日又は占有の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。 2・3 （略） 第5条・第6条 （略） 附 則 （略）

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本につき1 年	<u>9,350円</u>
	第二種電柱		<u>14,300円</u>
	第三種電柱		<u>19,300円</u>
	第一種電話柱		<u>7,720円</u>
	第二種電話柱		<u>12,400円</u>
	第三種電話柱		<u>17,000円</u>
	その他の柱類		<u>830円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	<u>83円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>50円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	<u>8,180円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>5,010円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1 年	<u>16,700円</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>23,400円</u>
	その他のもの	占用面積1平	<u>16,700円</u>

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本につき1 年	<u>7,970円</u>
	第二種電柱		<u>12,200円</u>
	第三種電柱		<u>16,500円</u>
	第一種電話柱		<u>6,440円</u>
	第二種電話柱		<u>10,400円</u>
	第三種電話柱		<u>14,200円</u>
	その他の柱類		<u>710円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	<u>71円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>42円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	<u>6,980円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>4,270円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1 年	<u>14,200円</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>20,300円</u>
	その他のもの	占用面積1平	<u>14,200円</u>

		方メートルに つき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>500円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>750円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>1,000円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,500円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>2,000円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>3,500円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>5,010円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>10,000円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>14,800円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>16,700円</u>

		方メートルに つき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		<u>290円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>420円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>640円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>850円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>1,280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>1,700円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>2,990円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>4,270円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>8,540円</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>12,400円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年		<u>14,200円</u>

法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	占用面積1平方メートルにつき1年	(略)
	上空に設ける通路			<u>11,700円</u>
	地下に設ける通路			<u>7,020円</u>
	その他のもの			<u>10,400円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>230円</u>
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>23,400円</u>
	標識		1本につき1年	<u>13,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>230円</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>23,400円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>234,000円</u>
		その他のもの		<u>117,000円</u>

法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	占用面積1平方メートルにつき1年	(略)
	上空に設ける通路			<u>10,100円</u>
	地下に設ける通路			<u>6,100円</u>
	その他のもの			<u>9,060円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>200円</u>
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	<u>20,300円</u>
	標識		1本につき1年	<u>11,300円</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	<u>200円</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	<u>20,300円</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>203,300円</u>
		その他のもの		<u>101,600円</u>

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設（詰所及び危険防止施設を除く。）及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	23,400円
	詰所		23,400円
	危険防止施設		8,640円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	16,700円
令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	14,200円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設（詰所及び危険防止施設を除く。）及び工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	20,300円
	詰所		20,300円
	危険防止施設		7,200円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		占用面積1平方メートルにつき1年	14,200円
令第7条第8号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～
令第7条第13号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けている者のうち、当該占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。